

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

申立人本人の抗告の趣意は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。なお、弁護士阿波弘夫は、申立人が委任した代理人ではないから、同弁護士のした特別抗告の申立は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五四年一二月一〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 木下忠良

裁判官 大塚喜一郎

裁判官 栗一本一夫

裁判官 塚一本重頼

裁判官 鹽野宜慶